

厚岸町規則第15号

公益的法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年3月24日

厚岸町長

三浦克宏

公益的法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

公益的法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例施行規則（平成16年厚岸町規則
第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び釧路太田農業協同組合」を「、釧路太田農業協同組合及び一般社団
法人厚岸観光協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。